

議案第 86 号

訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 * * * *

2 請求の要旨

平成 22 年 12 月 3 日、二ヶ領本川の水があふれ、* * * * が居住する建物に浸水したため、本市は、* * * * に、避難先の施設として、下作延中市営住宅（以下「本件施設」という。）を、3箇月の期限を付して行政財産の目的外使用許可をしたが、* * * * は、当該期限を過ぎても、本件施設から退去しなかった。

本市は、* * * * に、面談により退去を要求し、平成 25 年 10 月 24 日付けで催告書を送付し、同年 12 月 25 日までに本件施設を明け渡すよう催告し、及び平成 26 年 2 月 26 日付けで市営住宅明渡請求書を送付し、直ちに本件施設を明け渡すよう請求した。

しかしながら、* * * * は、その後も本件施設の明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成22年12月3日、二ヶ領本川の水があふれ、＊＊＊＊が居住する建物に浸水し、＊＊＊＊が所有する家具等を損傷させた。
- 2 本市は、同日、＊＊＊＊に、避難先の施設として、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、下作延中市営住宅（以下「本件施設」という。）を、3箇月の期限を付して行政財産の目的外使用許可をしたが、＊＊＊＊は、当該期限を過ぎても本件施設から退去しなかった。
- 3 本市と＊＊＊＊は、平成24年3月12日、＊＊＊＊が所有する家具等に係る損害賠償について示談をし、本市は、＊＊＊＊に、7,808,625円を支払った。
- 4 ＊＊＊＊は、示談後も本件施設から退去しなかったため、本市は、＊＊＊＊に、面談により退去を要求し、及び平成25年10月24日付けで催告書を送付し、同年12月25日までに本件施設を明け渡すよう催告したが、＊＊＊＊はこれらに応じなかった。
- 5 一方、＊＊＊＊は、平成25年12月24日、川崎簡易裁判所へ本件施設の明渡しの義務が存在しないことを確認するための調停を申し立て、川崎簡易裁判所は、当該調停の申立てを受理した。
- 6 平成26年2月26日及び同年4月16日、川崎簡易裁判所において調停が行われ、本市は、市営住宅の使用申込者との公平性の観点から、＊＊＊＊に本件施設の明渡しの義務が存在しないことは容認できないと主張し、調停は不成立となった。
- 7 本市は、平成26年2月26日付けで＊＊＊＊に、市営住宅明渡請求書を

送付し、直ちに本件施設を明け渡すよう請求した。

8 しかしながら、＊＊＊＊は、その後も本件施設の明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。